

認 定 書

一般社団法人適正安全輸送協会
代表理事 仙名 栄 殿

平成28年3月14日付けをもって認定申請のあった講習については、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項、第48条の4第1項、第48条の5第1項及び第48条の12第2項並びに貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項、第23条第1項、第24条第1項及び第31条第2項の規定に基づき、認定する。

平成29年2月6日

国土交通大臣 石 井 啓

